

令和4（2022）年2月3日

診療・検査医療機関 御中

栃木県保健福祉部感染症対策課

新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療の提供について（再周知）

平素より、本県の感染症対策行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の宿泊療養者及び自宅療養者への公費負担医療の提供につきましては、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療の提供について」（令和2年4月30日付け健感発 0430 第3号厚生労働省健康局結核感染症課長通知、以下「国通知」という。）に基づき、本県においても保険給付後のなお残る自己負担額の補助（公費負担医療の提供）を実施しているところです。今般、経口抗ウイルス薬（ラゲブリオ）が薬事承認され各医療機関において処方が可能となったことから、改めて下記のとおり取扱いを整理いたしました。

つきましては、従前の取扱いからの変更点はありますが、引き続き新型コロナウイルス感染症の宿泊療養者及び自宅療養者への公費負担医療の提供につきまして適切な取扱いをよろしくお願いいたします。

なお、本件は別途、一般社団法人栃木県医師会及び一般社団法人栃木県薬剤師会へ通知することを申し添えます。

記

1 本事業の概要

国通知第1の1で定めるとおり、軽症者等が宿泊療養中又は自宅療養中に医療機関等を受診した新型コロナウイルス感染症に係る医療のうち、保険給付後のなお残る自己負担額の補助（公費負担医療の提供）を実施する。

2 本事業の対象となる医療

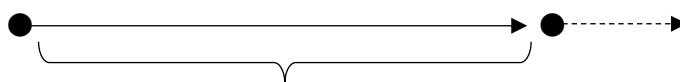
国通知第1の2に定められた医療を対象とする。

なお、新型コロナウイルス感染症の患者となり、入院または療養先が決まっていない者に対して行った医療については、自宅療養者へ行った医療として差し支えない。

<イメージ>

新型コロナウイルス感染症  
患者となる（陽性が確定）

入院または  
療養先決定

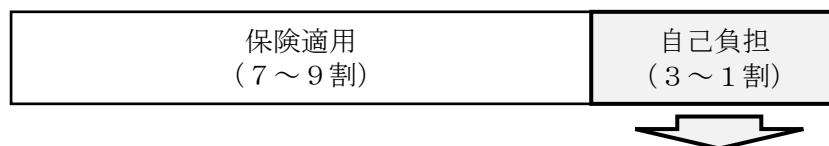


自宅療養者へ行った医療として差し支えない

### 3 補助額

国通知第1の3に定める額とする。

<イメージ>



医療費の補助 (=公費負担医療の提供)

※ 正確な取扱いについては、国通知を御確認ください。

### 4 適用対象期間

国通知第1の3に定める期間とする。

### 5 補助の実施方法

国通知第2に定める方法による。

なお、診療報酬明細書等の記載等については、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療の提供に係る費用の請求に関する診療報酬明細書等の記載等について」(令和2年4月30日付け厚生労働省保険局医療課長保医発0430第4号)に定める方法による。

<栃木県の場合>

公費負担者番号：28090603

受給者番号：9999996

※ 宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療の提供の番号であり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)第37条に基づく入院患者の医療への公費負担や、「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いについて」(令和2年3月4日健感発0304第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)に基づくPCR検査等に係る補助の場合とは番号が異なりますので、御留意願います。

栃木県 保健福祉部 感染症対策課

(入院患者の医療への公費負担に関すること)

入院調整チーム 小島

TEL：028-623-2625

(PCR検査等に係る補助に関すること)

感染対策グループ 津野田

TEL：028-623-2841

(宿泊療養及び自宅療養の公費負担医療に関すること)

宿泊療養・自宅療養チーム 黒須、後藤

TEL：028-623-2612